

第186回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 障害者手帳カード化にかかる事務の委託について</p> <p>(2) WEB会議による横浜市精神医療審査会の開催及び関係機関等とのカンファレンスの実施について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(3) 区役所における転出届の電子申請の導入について</p> <p>(4) 区保険年金課給付事務に係る受付管理・申請業務支援システムの導入について (個人情報を取り扱う事務変更届出書、個人情報を取り扱う事務廃止届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(5) 建築基準法第43条及び第86条に基づく許認可資料作成並びに建築基礎情報共用システム搭載検討業務について</p> <p>(6) 自転車利用者向け自転車関連情報の投稿機能の運營業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(7) 横浜市いじめ110番(24時間電話)等の業務委託について</p> <p>(8) WEB会議システムを利用した横浜市人事委員会の開催について</p> <p>(9) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【介護保険に係る被保険者資格の管理事務 全項目評価書(再実施)】、【介護保険に係る保険料賦課事務 全項目評価書(再実施)】、【介護保険に係る保険給付に関する事務 全項目評価書(再実施)】、【介護保険に係る保険料収納・未納事務 全項目評価書(再実施)】</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 ア 「新しい生活様式」普及推進事業業務委託 イ 横浜市救命指導医学習管理</p> <p>(2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 学校給食費管理事業</p> <p>(3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(1件)</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(11件)</p> <p>(5) 個人情報ファイル簿兼届出書(1件)</p> <p>(6) 令和2年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報</p>
-----	--

	<p>告について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年10月24日～令和2年11月20日）</p> <p>(2) 横浜市の情報公開と個人情報保護 令和元年度運用状況報告書</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和2年11月25日（水）午後2時～午後4時30分
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと1・2・3
出席者	中村委員、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、三品委員、吉田委員（委員は全員WEB会議での参加）
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)から(9)までについて、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第186回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、板垣委員は14時50分頃に御退席されます。三品委員はただ今WEB会議システムの接続を確認中ですが、ほか7名の委員はすでに御出席いただいておりますので、終了まで御出席をいただきますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>初めに、前回第185回審議会の会議録につきましては、既に事務局から連絡を受けておりますが、本日までに準備が間に合わなかったとのことですので、令和3年1月審議会において本日の11月審議会の会議録と合わせて委員の皆様にご確認いただき、承認を取ることといたします。</p> <p>次に、本日の案件の審議に入る前に、前回（令和2年10月）審議会の案件について、事務局から報告があります。</p> <p>（事務局） 前回（令和2年10月）審議会の案件3「区福祉保健センター業務における関係機関とのWEB会議システムによる会議開催について」、審議にお諮りした際に、事務開始届出書の個人情報の記録項目の</p>

うち、「③思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由」が未記入となっている点について委員から御指摘をいただきました。その点について、担当係長より御説明いたします。

(事務局) 業務所管課に事務内容を確認しました。本件事務では、支援を必要とする方を適切に支援するために本人や関係者とヒアリングをします。その中で、本人や関係者から思想・信条・宗教に関わる内容が自発的に話される場合があります。支援のために必ず収集すべき個人情報と定めているものではありませんが、支援のポイントとなり得る情報であるため記録する場合があるとのことでした。本件事務は、老人福祉法、身体障害者福祉法等の関連法令に基づくものですので、横浜市個人情報の保護に関する条例第8条第3項第1号の「法令等の定めがあるとき」に該当する旨のチェックを入れる修正をいたします。

報告は以上です。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に御質問等がなければ、了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】 障害者手帳カード化にかかる事務の委託について

(中村会長) まず、案件1「障害者手帳カード化にかかる事務の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 7ページの「5 取り扱う個人情報」の対象者1の【身体障害者手帳】には、障害の等級は入らないのでしょうか。カード様式のイメージ図を見ると、障害等級も入っているようですが。

(所管課) 申し訳ございません、障害等級も含まれますので、資料を修正します。【身体障害者手帳】と同様に、【精神障害者保健福祉手帳】や【愛の手帳】の欄も修正します。

(中村会長) 4ページ「3 審議に係る事務」の内容(1)の中ほどに、「集中受付期間における申請書類の受付業務及び入力業務、顔写真のデータ化業務」としてアからケまで記載してあります。これらはすべて実施機関の内部で業務を行いますか。

(所管課) そのとおりです。

(中村会長) もうひとつ、5ページ「3 審議に係る事務」の「(2) カード製造や印字についての業務」の「イ」には、「受託者は、カード様式手帳の作成に必要なデータを横浜市が指定するシステムから出力し、受託者が用意するLGWAN上のファイル転送サービスにより受領する。」

とあります。出力するのも受託者が行うのですか。

(所管課) 出力は、横浜市障害者更生相談所の執務室内で行うので、市職員が立ち会います。

(中村会長) 来年4月以降は、専用窓口がなくなるので、立ち会いではなく市で出力するということですか。

(所管課) はい、市で出力します。

(中村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件1を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2)【案件2】WEB会議による横浜市精神医療審査会の開催及び関係機関等とのカンファレンスの実施について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件2「WEB会議による横浜市精神医療審査会の開催及び関係機関等とのカンファレンスの実施について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

なにかございませんか。

(各委員) <質問・意見なし>

(中村会長) WEB会議システムの利用については最近何件か審議案件が出てきているので特に御意見はありませんね。それでは、案件2を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(大谷委員) WEB会議は定型的な開催方法ですので、一定の条件を満たした場合には、審議案件とするのではなく、事務局で検討してルールを定めることも考えてもらえればと思います。是非その際に気をつけてもらいたいのが、録音機能の利用や、資料の共有機能の利用など、あとはWEB会議の必要性といった条件についても加味しながら、案件2のように重要な個人情報が漏えいしないような形で運営できるように配慮してもらえば差し支えないのではないかと思います。

(中村会長) 類型の報告案件にしていける部分もあると思いますが、事務局はどうですか。

(事務局) 大谷委員の発言の冒頭部分が聞き取れませんでした。類型報告にしていくべきという御意見でしょうか。

(大谷委員) はい、類型案件として取り扱ってはどうかという提案です。

(事務局) 本市の所管でも、類型報告にできるのではないかという話も出

てきています。精査して、次回以降に御提案できるよう、庁内で調整を進めてまいります。

(中村会長) では、そのように進めてください。

(3) 【案件3】 区役所における転出届の電子申請の導入について

(中村会長) 次に、案件3「区役所における転出届の電子申請の導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村会長) 24ページ「3 審議に係る事務」【電子計算機処理の開始】の「(2) 区役所側の処理」ですが、区役所では紙で保存するのですか。

(所管課) このサービスは、クラウド上にデータがあります。市職員はクラウド上のサービスにログインしてアクセスすることで情報を得ますが、データを端末に保存することは禁止しています。保存はせず、プリントアウトしたものを見ながら、本市の住民基本台帳データに登録します。

(中村会長) 端末への保存を禁止しているのは何か理由があるのですか。

(所管課) 本市の電子計算機の取扱基準で、「個人情報原則、保存してはならない」という決まりがあります。

(中村会長) ありがとうございます。ほかになにか御質問はありますか。無ければ、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】 区保険年金課給付事務に係る受付管理・申請業務支援システムの導入について(個人情報を取り扱う事務変更届出書、個人情報を取り扱う事務廃止届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件4「区保険年金課給付事務に係る受付管理・申請業務支援システムの導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 40ページの「5 取り扱う個人情報」の「対象者7」について伺いますが、収集し管理するデータがとても少ないのはなぜですか。もう一度説明してもらえますか。

(所管課) 実際に利用するのは、申請書等の送付を希望した人の情報のみ

です。年間約3,500件と推定しています。

(土井委員) その人たちは、氏名、住所、生年月日などの5つの情報しか取り扱わないということですか。

(所管課) そうです。本人に申請書を送付するときなどに使う情報です。

(土井委員) それに限定されるということですか。分かりました。

(大谷委員) 36ページの「4 個人情報の管理体制」の、【電子計算機処理の開始】の「外部媒体の使用」の項目に、DVDとUSBメモリを使用するとあります。このDVDとUSBメモリには何を格納しますか。今回のシステム開発・運用保守の工程のどういった部分に用いられるか、説明が書かれているページを示してもらっても構いません。

(所管課) USBメモリは、システムから出力する支援対象申請書のリストを取り扱うことを想定しています。

DVDは、データセンタでシステムカードのデータ連携の処理をする際に使用することを見込んでいます。

(大谷委員) 同じ36ページの【電子計算機処理の開始】についての表には、多くのパソコンを使い、多くの職員が関わるように書かれています。実際には、DVDやUSBメモリを実際に取り扱う人はかなり限定されていて、持ち出しなどが容易に起こらないように、またコピーが簡単に作成されたり失われたりしないように、管理も十分に検討しているかと思いますが、それらについて資料のどのあたりに書いてあるのでしょうか。データ連携のための媒体での持ち運びといった局面が、データ流出のリスクが高まる点なので、補足説明をお願いします。

(所管課) USBメモリは、各区保険年金課の執務室内のみの使用を想定しています。DVDも、サーバを設置しているデータセンタ内部のみの使用を想定しています。搬送便等でデータの送信はしますが、お互いにパスワードをかけて送受信し、限られた人しか開けないように措置を行います。

(大谷委員) 併せて、人数管理など庁内のルールで十分なものがあると思いますが、是非この辺りを明文化してください。所管課では当たり前と思われることだと思えますが、これだけ多くの人の情報を取り扱うので、是非、関係者に周知徹底してもらいたいです。

(中村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件4を承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(5) 【案件5】 建築基準法第43条及び第86条に基づく許認可資料作成並びに建築基礎情報共用システム搭載検討業務について

(中村会長) 次に、案件5「建築基準法第43条及び第86条に基づく許認可

資料作成並びに建築基礎情報共用システム搭載検討業務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村会長) 68ページの「5 取り扱う個人情報」に、いろいろな個人情報の種類が書かれていますが、67ページの「3 審議に係る事務」の【事務の委託】の内容「(1) 新カット台帳の作成」ではさらに多くの情報が書かれています。これは「取り扱う個人情報」にはならないのでしょうか。

(所管課) いろいろな相談関係資料を参照してカット台帳作成の作業をしますが、実際にカット台帳に載せるのは「5 取り扱う個人情報」に記載した事項です。つまり、ベースとなる資料にはもう少しいろいろな情報がありますが、最終的にカット台帳に記載するのは「5 取り扱う個人情報」に記載した情報ということです。

(中村会長) 情報としては取り扱っているようにも思うのですが、事務局は「取り扱う個人情報」は作成する台帳に記載する項目だけで良いという考えでいいですか。

(事務局) 台帳と相談関係資料との関係がまだ分かりません。相談関係資料というのは諸々の資料が共有フォルダにあるわけですよね。カット台帳というのは何ですか。

(所管課) 共有フォルダにある相談関係資料の頭紙のようなイメージです。もし必要であれば書き方を訂正します。

(事務局) 受託事業者は、相談関係資料を直接見ることはありませんか。

(所管課) 直接見ます。ただ、最終的にカット台帳に載せるのはその項目だけです。見るだけの情報も「取り扱う個人情報」とするなら、「5 取り扱う個人情報」に書くべきですか。

(事務局) GISの地図情報の路線図を見て路線をクリックすると、そのカット台帳が出てくるのですね。更にその相談資料を見ようとするとうどうなりますか。

(所管課) 相談資料はフォルダに収納されているので、そうしたフォルダを開いて見ることになります。

(事務局) カット台帳というのはデータベースみたいなものではないですよね。GISでカット台帳までたどり着けば、ここから先の資料は共通フォルダに入っていて参照されるので、簡単に見ることができるというシステムですね。

(所管課) はい。

(事務局) カット台帳の作成が今回の委託事務ですか。カット台帳を作るにあたっては、相談関係資料を見ながら作るのですね。

(所管課) はい。

(事務局) 今の話によれば、受託事業者が相談関係資料の内容を見ながら作業するそうですので、「5 取り扱う個人情報」はカット台帳の情報

だけでなく、相談関係資料の情報も受託事業者が取り扱うという内容に資料を修正します。

(中村会長) 分かりました。ほかに御意見はありませんか。それでは、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6)【案件6】自転車利用者向け自転車関連情報の投稿機能の運營業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件6「自転車利用者向け自転車関連情報の投稿機能の運營業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 75ページ「5 取り扱う個人情報」対象者1の「個人情報の種類（電子データ）」のところに「氏名」がありますが、個人が登録する場合、氏名は本名でなければいけないのでしょうか。ニックネームでもよいのでしょうか。

(所管課) ニックネームやハンドルネームでも構いません。本名でももちろん構わないので、「氏名」と記載しています。

(土井委員) 氏名かどうか分からないものをどう書くのかなと思っていました。そのような場合も「氏名」という個人情報の種類として記載しているということですね。「氏名」の位置づけが分かりました、ありがとうございます。

(大谷委員) 横浜市主催のSNS的な位置付けになるかと思えます。投稿者に対し、規約を定めたり、自己責任とは言っても投稿詐欺されたりサイトが荒れたりしないようにするための対応など、責任の所在を明らかにしておく必要があります。所管課という認識でいいですか。

85ページに利用規約の原案が掲載されています。誹謗中傷の投稿などがされた場合には、管理者として発信者情報の開示請求などを受ける可能性があります。そのような場合の対応についても告知が必要ではないでしょうか。そのような点も含め、最終的にはどのような文面にされる予定なのか、教えてください。

(所管課) 利用規約は現在、作成しているところです。85ページの「ポイント情報の登録」の利用規約でまかなっていきたいと思えます。

当然、情報開示等もあるかと思えます。事前にメールアドレス等を登録してもらう形で考えています。

(大谷委員) 所管課で管理することが投稿者に適切に伝わるように十分な対応をあらかじめ示すことが必要です。横浜市が関係するもので類似の投稿サイトがほかにもあろうかと思えます。プライバシーポリシー

的なものも含めて分かりやすく示すことを勧めます。

(中村会長) 今の点は非常に重要です。所管課でもよろしくお願ひします。
ほかに何か御意見はありますか。なければ、案件6を承認するという
ことでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(7) 【案件7】横浜市いじめ110番(24時間電話)等の業務委託について

(中村会長) 次に、案件7「横浜市いじめ110番(24時間電話)等の業務
委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御
意見をいただきたいと思ひます。

(吉田委員) 93ページの「3 本人外収集する個人情報」に「本人外収集
する情報の種類」に「氏名、学校名、相談内容」と記載されています。
氏名と学校名を聞いているのでこのような表記になるのでしょうか。
たとえば相談の中で、どこに住んでいるかという話も出てくるかもしれ
ませんが、非常に限定されたものだけが記載されています。本当にこ
れだけなのでしょうか。

(所管課) 匿名の電話がほとんどです。ただ、相談の中で氏名や学校名が
話に出てくる場合があります。場合によっては学校名ではなく住所を
聞いて収集してしまう場合もあります。

(吉田委員) 「本人外収集する情報の種類」の欄に記載しておく必要はない
でしょうか。

(所管課) 住所等もこれに追加する形で資料を訂正します。

(中村会長) 相談員が電話を受けるときには、相談者が話すかどうかは別と
して、氏名や住所、学校名、連絡先などをいろいろ記録するチェック
シートのようなものの用意があるのではないのでしょうか。

(所管課) 氏名と住所、生年月日、性別、相談内容、連絡先が相談票に書
かれた項目ですので、それらを追加して資料に反映させるということ
でいいのでしょうか。

(中村会長) 情報として得る可能性があるものは書いておいたほうがいい
です。匿名の電話があったときは、どこの誰か分からないので、特に横
浜市で対応するというものではないですか。

(所管課) 匿名の相談については、個人の特定ができなければ、横浜市が
委託している個人情報の収集にはならないと考えています。

(中村会長) 審議の視点としては、正に本人外収集における公益性があるか
どうかですが、このような相談なので、公益性はあるということ
でいいですね。

それでは、特にほかに御意見が無いようであれば、案件7を承認する

ということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(8)【案件8】WEB会議システムを利用した横浜市人事委員会の開催について

(中村会長) 次に、案件8「WEB会議システムを利用した横浜市人事委員会の開催について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

土井委員、FRESH VOICEというWEB会議システムはどうですか。

(土井委員) 審議の視点ではありませんが、横浜市では何種類のWEB会議システムを使っているのか教えてもらえますか。FRESH VOICEは、我々が使っているものとは違うと思えます。何か理由はあるのですか。何種類くらい使っているのか気になります。

(事務局) 事務局で把握できている範囲では、Cisco社Webex、Microsoft社Teams、今回のFRESH VOICEがあります。

それ以外には、個人情報を取り扱うものではありませんが、ZOOM、LINEworksを使っているところもあります。

(土井委員) 人事委員会の情報は相当慎重にすべきかと思えます。セキュリティ的にはどう評価されているのでしょうか。

(所管課) 特に重視したのが、WEB上にデータが残らないことでした。個人情報をごどこかに保存して後で消すのだとリスクがありますので、今回はデスクトップの共有という形を採用しました。先生方それぞれの端末から主催者端末のデスクトップ画面を見てもらい、そこで判断してもらいます。インターネット上にはどこにも個人情報が残りません。この点を重点的に検討しました。横浜市のセキュリティ部門とも、「それだったらいいのではないか」と協議を重ねたところです。

(土井委員) そうして選んだのが今回のWEB会議システムということですね。そういった条件等をクリアにして適切なものを選んでもらえればと思えます。

(中村会長) ほかに御意見はありますか。無ければ、案件8を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(9)【案件9】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【介護保険に係る被保険者資格の管

理事務 全項目評価書（再実施）】、【介護保険に係る保険料賦課事務 全項目評価書（再実施）】、【介護保険に係る保険給付に関する事務 全項目評価書（再実施）】、【介護保険に係る保険料収納・未納事務 全項目評価書（再実施）】

(中村会長) 次に、案件9「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【介護保険に係る被保険者資格の管理事務 全項目評価書（再実施）】、【介護保険に係る保険料賦課事務 全項目評価書（再実施）】、【介護保険に係る保険給付に関する事務 全項目評価書（再実施）】、【介護保険に係る保険料収納・未納事務 全項目評価書（再実施）】の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 部分的に説明が聞き取れないところもありましたが、追加資料の用意も含めてありがとうございました。丁寧に評価事務が行われていると感じました。問題はないと考えます。

(中村会長) これだけ点検されているので、何もコメントがないのは寂しいところではありますが、しっかり点検され、評価されているということで、よろしいですか。

このあと、審議結果通知に記載する附帯意見のとりまとめに入りたいと思えますが、附帯意見は何かありますか。

(各委員) <意見なし>

(中村会長) では、附帯意見は特にないということで、案件9を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 「新しい生活様式」普及推進事業業務委託

イ 横浜市救命指導医学習管理

(2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
学校給食費管理事業

(3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（1件）

(4) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（11件）

(5) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）

(6) 令和2年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年10月24日～令和2年11月20日）

(2) 横浜市の情報公開と個人情報保護 令和元年度運用状況報告書

(3) その他

(中村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(事務局) 配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

また、「(3) その他」として、令和3年度の審議会スケジュールについて確認させていただければと思います。開催日は、例年どおり、4月、8月、12月を除く各月の最終水曜日（3月のみ第4水曜日）を予定していますが、令和4年2月の最終水曜日が祝日と重なります。そこで、令和4年2月22日（火）か、令和4年2月24日（木）のいずれかに開催させていただきたいと考えています。一年以上先のことで恐縮ですが、もし現時点で御都合が分かる委員の方がいらっしゃいましたら、教えていただけると助かります。

(吉田委員) 火曜日の方が、都合が良いです。

(永井委員) できれば22日の方が良いです。

(三品委員) どちらでも大丈夫です。

(事務局) ほかに御都合が分かる方はいらっしゃいますか。板垣委員は、退席されているため個別に確認いたしますが、令和4年の2月の審議会は22日（火）開催予定でスケジュールを組みたいと思います。

報告事項は以上です。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、次回は令和3年1月27日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議シ

	<p>システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 第186回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第186回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和3年1月27日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和3年1月27日第187回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規